

檀林と法縁

——飯高檀林資料紹介を中心にして——

伊藤立教

檀林と法縁については、檀林・法縁それぞれがあいまいな形でしか理解されていないにもかかわらず、現実的には大きな影響力を持っている。

法縁の発生は檀林教育に大きな関係がある。従来教団の中で最も力のあつた門流の本末関係が、檀林闇の出現によって変化することになったことと思う。今、檀林の中で根本檀林の名を得ていた飯高檀林について、現宗研が昭和五十年に収集した資料を用いて実際の姿にふれ、檀林と法縁の関係を考える材料としてみたい。

与えられた論題はこの両者の関係について考察することであるが、教団論試論というつもりで考える材料を出すよううに、という要請があるので、消化不良を承知の上で気楽に書かせて頂きたい。この点無責任の非をまぬがれないと、御了解願いたい。

個々の資料にある前に、一般的な檀林の概要についてふれておきたい。

檀林の教育過程は、名目部・四教儀部・集解部・觀心部・玄義部・文句止観部・御書部の順に進むことになってい。檀林内では、学生は下四部（名目・四教儀・集解・觀心受講生）・大部（玄義・文句・止観受講生、特に文句部の者を中座と呼ぶ）に進み、更に上座部（二老（板頭）・二老・三老・四老・五老の五人で、檀林内の事務一切を取り扱い、講義もする）・玄能（法華玄義を講義する、教授専務で毎夏外から請待する）・文能（法華主・能化、法華文句を講義する、教授専務で毎夏外から請待する）という任務分担がある。檀林は春（二月一日～五月十日）・秋（八月一日～十一月十日）の年二回開かれ、これを「夏」と呼ぶ。身分ははつきり分けられており、下四部は沙弥、玄義

部は法師（死去に際し円寂と冠す）、上座部中座部は大徳

（同円寂）、玄能・文能は上人（同遷化）の呼称を用い、着

物から持物に到るまで厳しく区別されている。

飯高檀林創立の沿革にふれておきたい（巻末の檀林跡略

図参照）。

飯高檀林は、下総香取郡飯塚滝尾山光福寺（現千葉県

八日市場市飯塚）に要行院日統が、天正元（一五七三）

年に学室を構えて開講した飯塚講肆がその前身である。

天正七（一五七九）年、日統病を得、後事を教藏院日生

（天正五（一五七七）年に日統を慕つて来る。）に托す

が、郷人不受不施義を信じ、能所学徒に反抗するため苦しむ。しかし飯高郷主等の助力で再び妙福寺（現八日市場市飯高）に開講し、京都より来た蓮成院日尊に後事を托して京都に帰る。（天正八（一九八〇）年）

飯塚郷主平山刑部が地を与え、日尊は開講するが、規模狭少であった。身延より徳川家に上奏があつて、天正十九（一五九一）年に飯高護法の朱印を寄せ、ここに始めて宗門根本檀林の公認を得、妙雲山法輪寺と号す。

（慶長元（一五九六）年）

慶長三（一五九八）年、日尊池上に入り、法雲院日道が化主となるが年余にして身延に入る。慶長四（一五九

九年、心性院日遠が京都より来て第三代化主となる（時に二十八歳）慶長八（一六〇三）年、日遠は身延に入

り、中村談林の惠雲院日円が第四代化主となる。

寛永元（一六二四）年、禪那院日忠が第九代化主（能化）となる。此時より玄文両講の講主を分ける。中台

谷・城下谷が分かれて指南する。寛文元（一六六一）年、寂遠院日通が門下七十人を将いて化主（第十五代）とな

る。此時遠沾日亨十七歳にしてこれに従う。松和田谷に

松和軒を造つて一指南を立つ。以後日通在講七年、寛

文七（一六六七）年に池上に入るまでを黄金時代と言

う。

大中院日孝（草山元政師の弟子）・六牙院日潮は中台

谷の出身である。

新居日薩は中道庵法類より、吉川日鑑は堀之内法類よ

り、小林日董は千駄ヶ谷法類より、亦共に城下谷の指南

に属す。

文政三（一八二〇）年、天行院日盈が第百三十七代化主となるや、化主は本山貫主と同格なりとして、能化紫

衣を着用することとなる。

三百有余年、能化七百世、根本檀林として続くが明治

七（一八七四）年に廢檀となる。

身延は、飯高松和田谷・中台谷の出世寺であり、池上は、飯高城下谷の出世寺である。

これらを予備知識として、飯高檀林資料の具体的な内容を

検討してみたい。

飯高檀林草創期は組織制度等が確立しておらず、第三代化主の心性院日遠が「法度」（後代「万代不易法律」と称す）十五条と「起請文」（後代「万代不易起請文」と称す）五条を定めたのが、その始めである。両書共に真筆があり、飯高檀林の基本史料があるので、全文を引用する。

法 度

一、打擲二年追放ノ事

但シ堪忍ノ人ニ於テハ沙汰ノ外タルベシ

一、口論一月文匣ノ事

堪忍ノ人上ニ同ス

付 引籠ノ衆ハ一月寄合ヲ止ム

一、喧嘩口論ノ時助成ノ人ノ事

一、節咎ヲ持チ出ル人ハ縦ヒ打擲ニ及バズト雖

モ打擲ノ罪ニ同ズベキ事

一、或ハ拳ヲ揚ゲ或ハ抱護セラル等ノ人ハ惡

口ノ罪ニ同ズベキ事

一、蹴鞠ノ事 過料四十字

一、盤上ノ遊ノ事 過料二百字

一、長髪白衣ノ事 過料八字

一、市町エ脇差等ヲ帶スルノ事 一月文匣

一、供養ハ一汁一菜ノ事 付酒二献

一、大途ノ祝儀并ビニ振舞ハ供養ニ同ズベキ事

但シ正月元三ト同十一日トヘ初獻ハ小盃ヲ以テ
三度、二獻ハ中盃ヲ以テ二度タルベシ也

一、立振舞スベカラザル事

付、帰國ノ人ヲ振舞并ビニ遠路ヲ送ル事之ヲ制

ス

一、誓句ノ事 過料四字

一、乱履ノ事 過料八字

一、無実ヲ申シ懸ル人ハ本罪ニ同ズベキ事

一、万端上座ノ下知ニ隨フベキ事

但シ衆議ニ及ブニ於テハ、一往所存ヲ申シ再往

ハ五人ノ義ニ任セラルベキ事

物計法律十五条

右定ムル所件ノ如シ

妙雲山法輪寺

日遠在判

日遠在判

起請文

日遠在判

約ヲ除ク

一、善惡ニ就キ私ニ連署スベカラザル事但シ物説ノ契

一、非義ト知リ乍ラ阿党蟲貞スベカラザル事

但シ非義落居ノ上ニ於テ一両度ノ佗言ヲ除ク

一、是非ニ就キ談所ヲ引キ被ルベカラザル事

一、刃傷ヲ作スベカラザル事

一、博奕ノ類ニ就キ資財ヲ以テ互ヒニ相ヒ与奪スベカラザル事

右ノ趣若シ違犯ニ於テハ仏天ノ御罰ヲ蒙ル者也

この起請文は、「万代不易起請文連署五条」の名で受け継がれ、日円以下歴代化主が署名をしている。最後は「三百五十八代・常任職最初・日温在判」で終っている。

「法度」は、喧嘩・口論・遊戯・長髪・帶刀・讒言等につき、文匣（禁足）・過料（罰金）の罰則を定め、万事上座の指示に従うことを強調しており、具体的である。

「起請文」は、檀林中で徒党を組むことや、檀林を出ること、刃傷沙汰をおこすこと、博奕をすることを禁止し、仏天に起請させている。これは化主だけの起請ではなく、檀林内の者が皆守るべき事であった。

日遠は、慶長九（一六〇四）年に身延山第二十二代法主となり、飯高化主を辞した。

第九代化主禪那院日忠が檀林史上始めて玄文両講に別々の主を置き、日遠の直弟智道大徳（円照院日明）を玄講主とした。この智道の講義が緊張を欠いているとして、日遠は「七箇条の制誡」なるものを智道に送り誡めている。蒐集資料中にはないが、影山堯雄編『諸檀林並親師法縁』か

ら引用する。（七四頁～七五頁）

一、先聖言ヘルコト有、先ズ須ク大勇猛精進ヲ發スベシ、難遇ノ想ヲ生ジ自傷シ他ヲ傷スルコト、刑ヲ犯ス者他ヨリ求脱スル如シ云々、此ノ誠切也、深

ク之ヲ思フベシ。

一、但ダ専ラ自己ノ所任ヲ勤ムルベシ、虚シク諸余ノ事法ヲ雜論スルコトナカレ、他人ノ所有ユル好悪ヲ談ズルコトナカレ。

一、法義ヲ論ズル時懈倦ヲ生ズルナカレ、正義ヲ曲ルナカレ、詔テ他ニ從ヒ濫リニ他ノ義ヲ放捨シテ評議セザルコトナカレ、忿結ヲ生ゼザレ、怨嫌ヲ生ゼザレ。

一、日没ノ前飲酒シテ所作ヲ廢スベカラズ、直饒供養ノ時寧口施主ノ志ヲ破ルトモ此制ヲ犯スコトナカル、自利及ビ利他ヲ以テアタハズ、多年ヲ経歷シテ終ニ所得ナシ。

一、世間ノ雜事ヲ視聴スルコトヲ得ズ、縱ヒ出世ノ事モ己ガ所任ニ非ズ、亦夕見聞セズ。

一、他人ノ抑止ヲ聽許シ、己ガ日課ヲ廢シ、空シク寸陰ヲ経ルコトヲ得ズ。

一、以テ己ガ称譽ヲ求メ衆人ニ請用セラレ、信施ヲ畏レズ虚シク財産ヲ費シ、徒ラニ時節ニ度リ身心ヲ

劬勞シテ人意ヲ取ルベカラズ、慎シムベシ、慎シムベシ。

寛永第四竜集丁卯黃鐘如意珠日誌之

心性日遠判

一、物説ノ次第ハ能化ノ下知ニ任スベシ、是レ直談已下ノ事也

智道大徳

以上のように、草創期の飯高檀林は、単なる学問所でなく、学問をする姿勢と生活態度を定めた清規のある道場であつたようである。

この後も法度の類が出された。前出の「七箇条の制誠」と前後するが、元和四（一六一八）年に、第八代化主真応院日達が「追加」を定めている。

追加

日達在判

一、新談義ハ必ズ談所ニ在イテ執リ行フベシ
一、公処ノ説法ハ必ズ能化ノ許状ヲ取テ之ヲ致スベシ、是レ上座五人ト評談ヲ遂ゲ、能所共許ノ上則チ能化ノ直筆ヲ以テ許状ヲ出ダサルベシ
一、着衣ノ時必ズ四ツ紐ヲ縮メ、威儀ヲ乱スベカラズ
元和第四二月吉日

これによると、一般には法華經まで学習し、学力のある者だけが法華玄義・文句を学び、最後に日蓮聖人遺文を学ぶことが出来るのである。これに到るまでの年数はこれらだけでは不明であるが、相当の年齢にならねば遺文を手にすることは出来なかつたものと思われる。又、新義を唱えるのは檀林内に限られ、公処での説法は厳重なる審査を経て能化の直筆許状を必要とするということは、自由な布教説法を規制するものであり、一定の枠内にとじこめる恐れのあるものである。

この「追加」を「真応院日達追加法度」として整備したのは、後に第十二代化主となつた門是院日耀である。

器堪ヲ選バズ、又老若共ニ皆之ヲ学スベシ、次ニ不堪及ビ晚学等ノ人ハ或ハ但ダ御書或ハ三二或ハ文句第八己下
若シ器量有ル人ハ直談之次ニ大部、最後ニ御書

真應院日達追加法度

一、物説次第ノ事 初ハ名目、次ニ四教儀、次ニ集

解、次ニ觀心物（或ハ一二三通機ノ宜シキニ隨フ

ベシ、但シ晚学ノ人ハ宜シキニ隨ヒテ觀心物ヲ闕

クベシ）、次ニ玄義、次ニ文句、次ニ止觀、已上

右ノ次第之ヲ乱スベカラズ、之ヲ超ルベカラズ、

必ズ之ヲ学スベシ、但シ或ハ御書或ハ經ノ直談或

ハ文句流通分所望ノ機縁アラバ、宜シキニ隨ヒテ

別途ニ之ヲ談スベシ

一、學業懈怠ニシテ遊覧ヲ好ム人ハ談所ニ在ルベカラ

ザルノ事

一、公処ノ説法ハ必ズ能化ノ許状ヲ取テ之ヲ致スベキ

事

但シ上座五人能化ノ前ニ於テ各誓言ヲ以テ評談ヲ遂ゲ、能化上座共ニ之ヲ許ス上ハ則チ能化ノ直筆ヲ以テ許状ヲ出ダサルベシ、若シ許状ヲ取ラズ私ニ説法ノ沙汰有ラバ、之ヲ穿鑿（＝詮索）シ談所ヲ追ヒ出スベキ者也

付、二ノ側座中柱已下ノ衆ハ一向公処ノ談義之ヲ停止ス

一、新談義ハ必ズ談所ニ於テ執リ行フベキ事

一、着衣ノ時必ズ四ツ紐ヲ縮メ、威儀ヲ乱スベカラズ

ル事

右ノ条々先書ニ有リト雖モ、或ハ繁或ハ略、応ゼザル
處有リ、之ニ依テ能化上座談合ノ上之ヲ添削シ治定ス
ル者也

寛永十七九月廿四日

円是院日耀在判

読物次第つまり教科課程は、天台教学を正式のものとし、御遺文・法華經等は別途に学ぶものと定めている。又、公処での説法は能化直筆の許状を必要とし、無許可で説法した者は檀林を追放するとしている。しかも二ノ側（文句部の中間課程）以下の者は公処での説法資格がないとするなど、「法度」「起請文」「追加」をうけて、要領よく整備した内容の法度書となっている。このため、以上三書と共に日耀の「追加法度」は、飯高檀林の法度として最重要視された。このことは、第八十四代化主日永が上座五人と共に署名連書している「覚」なる直筆書状からわかる。これによると、「万代不易起請文連署」（日遠が「起請文」と題したもの）・「同法律」（日遠が「法度」と題したもの）・「同達師耀師追加」の三巻を毎夏講堂で読みあげ、能化上座が評議し秘藏すべきものと定めている。格護に務めたこれら三書（四編）の真筆は現存しており、平常には写本を用いていたらしい。

法度関係のものとしては、「奉請問當寺法度之内」とい

う四カ条の文書がある。日付はないが第十一代化主円照院

日勇の直筆で、日遠の「法度」について解説をしている。

以上は、檀林全体に関する法度と起請文であったが、これら以外に、上座・板頭に関する起請文がある。

資料中最も古いものは、寛永四（一六二六）年十月十三

日付の「起請文事」と題する文書で、法度で禁止している金錢貸借が行なわれるなど規律が乱れているので、仏法相続と檀林興隆のため先規旧式を厳守することを定め、これに違反するものは三宝諸天と両妙見大士の御罰を蒙り、役義御免にする、という内容の起請文で、慈教以下自筆署名花押が続いている。

次いで寛文三（一六六三）年十月付の「上座五人万代不易之起請文」と題する文書があり、上座は一味同心となつて檀林を治めること（但し談合の内容は口外してはならない）、万事よこしまなことをせぬこと（檀林内のことは、たゞ他の地で記録しても他人に見せてはならない）、檀林内で不正があつた時は断固追放すべきこと、の三カ条を定め、これに違背する者は鎮守の御罰を蒙るものである、という内容で、寂遠院日通・寂光院日竜以下、上座の自筆署名花押が続いている。同様の「上座起請文」は、宝永元（一七〇四）年十一月付の日宣を始めとする直筆連判、享和二（一八〇二）年二月付の日領を始めとする直筆連判のものがあり、特に後者は連判が明治六（一八七三）

年九月の教解まで続いている。

延宝八（一六八〇）年四月二十四日付の「任先例板頭役

起請文」は、法度を守るべきこと、什物を損失せぬこと、金錢に私欲せざること、の三カ条を定め、これに違背する者は両妙見の御罰を蒙るものである、という内容で、頤道以下自筆署名花押が続いている。

延宝八（一六八〇）年四月二十四日付の「延先例板頭役起請文事」は、前者と同様の内容で、円伴以下自筆署名花押が続いている。

元禄十（一六九七）年五月付の「板頭渡口授」では、「任先例」と題し、唯だ一人に伝えることを他言せぬこと

、法度等を私曲せぬこと、能化上中座が評議決定するきまりを破らぬこと、付物の書籍等を損失せぬこと、衆中の金錢を私欲せぬこと、板頭役を勤めている間に檀林録を決して写し取らぬこと、の五カ条を板頭役の心得としている。

又、元禄十三（一七〇〇）年十一月付の「板頭渡口授」には、悲田派・不受不施派に対し断固とした態度をとり、檀林から追放するよう定めている。

延享四（一七四七）年三月付の「起請文」には、万事私曲せぬこと、衆中の金錢借与を禁じること、博奕等で資財を与奪せぬこと、の三カ条を定め、旧規を厳守せぬ者は進級させぬとの処置を明言し、三宝諸天及び両妙見大士に起請させている。大應院日尉の自筆署名花押がある。

寛延二（一七四九）年八月七日付の「唯授一人口密」には、唯授一人之幽の内の事は記憶することを許さず、三老以下（上座五人の内の下位三人）に口外した者は御罰が必ずあること、板頭渡シ奥ノ間の事は他言せぬこと、金錢に関し氣をつけること、板頭は外出をせぬこと、板頭は檀林守護第一を心がけること、在家の出入を禁すること、板頭が絹布類を用いることを禁すること、列座同道の折の振舞等を禁すること、万事玄能と談合し、能化・玄能・板頭の三人で満山を治めること、記憶帳は自筆とし他見させず、失念なく毎日記すこと、板頭は満山のかがみたるべく公正無私であること、講堂ならびに会席の座を乱さぬこと、首座の内に懈けつけず、門前の請願は名主組頭の取次がなければ受けつけず、又、門前の請願は再三にわたるものだけ取りあげること、講堂ならびに会席の座を乱さぬこと、等の十七条を定め、板頭役の心得としている。教藏院一七五代・撰心院了円日浩の自筆署名花押がある。

享和二（一八〇二）年二月付の「起請文之事」には、万事公正たるべきこと、金錢貸借の禁止、博奕の禁止の三ヵ条をあげ、旧規の緩慢を嘆いている。博奕は金額の如何によらず禁止で、勝負事に加わらなくても同席した者は与同

罪であり、これに背いた者は上座に入る前には糺明して上座に加えず、上座に入つて後に違反した者には内証に諫言を加え、それでも聞き入れぬ場合は板頭役に入ることを許さない、として、三宝諸天と両妙見大士に起請している。円乗院日領の自筆署名花押があり、享和二年二月七日付の泰明日普から明治六年付の教解までの連署がある。

以上、蒐集資料の内、法度・起請文類について一応まとめてみると、生活上の清規と檀林運営に関する学則によつて檀林が統括されている。能化（化主）のもとで、板頭・上座が事務を取り扱い、その事務内容は他人にもらしてはならないと定めており、特に板頭は唯授一人という形で権威づけられている。又、不受不施派等に對しては絶対拒絶の態度で臨み、新談義という新義公唱についても檀林伝統から逸脱せぬよう厳しく規制するなど、異義について神経を使つてはいる。後代になるほど清規の弛緩は目立つてきたらしく、上座昇進・板頭役就任の条件に清規厳守がうたわれている。

檀林の存在には、そこで学ぶ学生が不可欠である。その学生に関する規定として、宝永六（一七〇九）年二月付と享保五（一七二〇）年十月付の『座割会合板頭得意記』がある。前者は海音、後者は方丈五十二代日潮と署名しているが、共に六牙院日潮の真筆である。学生の講義席次についての規則を定めており、後者の方が内容的に詳しい。こ

れによると、座割は席次序列を定めることであり、学生に

とつて最大関心事であるために大変難しく、混乱を避けるために、『得意記』所定の規則を乱さぬよう定めている。

座割の日には、部入帳（学科過程配分）・帰檀帳（現在在籍者名簿）・学徒帳（学籍簿）・内日行事表（当番表）・

改名帳（登録名簿）・此帳（『得意記』）を揃えて審査することとしている。今、内容的に詳しい後者によつて規則の概要を見てみた。帰檀帳によつて春秋開講ごとに帰不帰を点検すること（学徒帳と読み合わす）、部入帳にて吟味し、内日行事帳に記すこと、六夏懈怠の者は簡板（名札）を落し、二夏懈怠の者は一座下げ、三夏以上懈怠の者は二座下げるなどが定められており、特に帰不帰の記帳方法は詳しい。この文書末文によると、この規則は、日潮が板頭役であった時に化主隆源院日庭の指示を書き記したもののもととして、古来よりの座配規定をまとめたものである。末尾に、日潮と上座五人の自筆署名花押がある。

以上のような基本的規定の外に、檀林管理上必要な細かい規定がある。

明和壬辰（一七七二）七月に板頭宣言が修補して綴り込んだ巻子本には、細かい法度・定の原本が収められている。「万山算用日之法度」は会計事務に関する規定で、万治二（一六六五）年五月二十日付となつてゐる。六月五日と十一月二十五日には上座五人と中座頭一人が会計事務を

行なうこと、當時の出錢の外、妙見講・物読講・臨終講に

関する出納、未納金の徵収等を行なうこと、毎夏の残余金で松の苗を植えること等が定められている。「講堂並橋門等破損領」「上座領」は檀林維持金・授業料に関する規定で、万治元（一六五八）年霜月二十四日付の寿量院日祐直筆である。維持に関し毎夏一人宛五十文出錢のこと、物読講の出錢は毎夏一人宛二十五文のこと、授業料に関しては、諸部祝儀の法式と獻立は別紙通りとすること、名目祝儀については全部成就の者は一人宛三十文、上巻成就の者は一人宛六十文出錢のこと、四教儀については全部成就の者は一人宛五十文、上中各一巻成就の者は一人宛百文出錢のこと、集解については四教儀の場合と同じとすること、顕性錄については一巻成就の者は一人宛百文出錢、二・三巻成就並びに全部成就の者は無料とすること、指要鈔については全部の者は一人宛五十文出錢のこと、玄義文句については全部の者は一人宛百文出錢のこと、末疏一巻成就の者は一人宛百文出錢のこと、と定めている。「部屋法度」は正保三（一六四六）年と万治元（一六五八）年の二つの法度があり、学生は必ず部屋に住むべきこと、を定めている。

「談合破檀之捷」は寛文三（一六六三）年四月十三日付である。談合は飯高村の外、田子（一多古）・中村・金原に於てせぬこと、これに違反する者は破檀（即ち檀林追放）とすること、を定めている。「寛文八年童師御条目」は寛文

八（一六六八）年四月十六日付の寂光院日竜の真筆である。上下の礼儀を乱すこと、昼夜みだりに衣服を脱がぬこと、小唄等の放逸をせぬこと、私の祝儀を禁止すること、飲酒を禁止すること、脇差等を持たぬこと、満山集会の時はみだりに座を立たぬこと、等が罰則と共に定められている。

『当国所生首座入別規』は、飯高檀林の所在地である下総国の出身者が首座（＝上座）となることについて、特に別規を定めたもので、宝永八（一七二一）年二月にこれ以前の別規起請文をまとめて巻子本にしており、明治四（一八七一）年八月二十四日付の旭芳までの連判がある。最も古いものは元禄十五（一七〇二）年十一月十一日付のものである。門前の百姓の願については、たとえ親戚といえども助言せぬこと、上座の密談は、中座以下や在家中に決してもらさぬこと、を定めて三宝に起請させている。

檀林の概要を、法度・起請文等の面から見てみたが、個々の資料の関連がつかみにくいため、全体的にとらえにくいくことと思われる。

従つて、ここで資料中最も体系的な文書として紙数も多い『檀林録』を用いて、全体像を見てみたい。

飯高檀林に関する諸規定は、元禄頃までに大体定められており、その内容が多く、又多岐にわたることから、『檀林録』上下二冊がまとめられたらしい。これには、これまで

で紹介した文書が条文のみ収録されている外、更に細かい内容が含まれており、檀林の根本法典といつた性格である。つまり、規定の条文等が記録されて一日瞭然となつてゐるのが『檀林録』であり、起請文原本や真筆文書・真筆証文などは別に格護保存しているのである。資料の『檀林録』序文には、元禄十三（一七〇〇）年十一月二十八日評議し、從来の檀林録が漫然として秩序なきものであり、やもすれば私意で加筆することも可能であつたので、以後は、上座五人の印によって消印を纏め、評定以外にはみだりに開封せず、内容に加筆等の必要ある時は上座会合の折に行ない、その時の教藏庵（＝板頭役）と二老の印を押すこととし、この印がないものは私意にもとづく不正なものである、と定めている。収集資料中権威ある檀林録はこの元禄十三年評議のものであり、他にまとまつたものは見当らない。

この『檀林録』の順を追つて紹介する。紙数の都合上、必要と思われるものだけをあげていくこととする。檀林録上「法式類第一」・「万代不易法律」・「万代不易起請文連署」・「追加」（日達）・「追加」（日耀）の条文があげられたあと、細則が続いている。運営は上座五人の外、時には二十人で相談のこと、板頭役・上座役就任の時にそれぞれの起請文に連判すること、毎月一日に上座会合のこと、会所は持ち廻りとし飲酒せぬこと、江戸等

の公処へ行く者は木綿と布製裟を着ること、不受不施勝劣の者は追放すること、二端（中座文句部の中位）以下は下木履を禁止すること（但し十月二十四日以後は許可する）所化の相撲踊躍等を禁止すること、往来道中や鹿島等見物の折の放埒を禁止すること、三人以上の振舞や飲酒を禁止すること、毎月一日は化主へ上中座文句一結礼をすべきこと、地下の者が柱の木を望んだ時は、名主を介して、願い出、柱一本につき杉松等を五本植えること、總じて檀林寺内門前屋敷等のことは上座と納所が相談すること、山中の竹木をみだりに切らぬこと、所化が竹木を盗み切った時は過料二百文に処すこと、公儀のための出費は化主の負担とすること、化主入院時の講釈始めの祝儀の雜作は化主がなすこと、祖師大師会等の盛物道具や講堂抹香油等は談所より出すこと、上座一二老並びに書役、談所の近習二人、食堂僧は日行事を免除すること（この外日行事免除の規定多し）、新来への配慮は格別とすること、六月四日・十一月二十四日以前の帰国を禁止すること・講堂に於て上座五人は頭巾、中座十五人は場頭巾をかむること、落書禁止のこと、集会をなまけたりする者は罰金のこと、火事に関しては十分吟味しその責任を問うこと、十一月二十四日総簡板懸替のこと、玄義能化替わりの時、前の能化の儀式は満山集会し、諸宮殿の扉を閉じて灯明を消し、追放の趣を申し渡し太鼓を打ち、日行事帳に大墨点をつけて

簡板を取り去ること、毎月一日に新来並びに三夏の僧は上中座へ札を勤めること、と定めている。次に、延宝五（一六七七）年に上座と名主で定めたという「駄賃之定」「飛脚之定」があつて、所用に関する手間賃が記してある。六月四日と十月十三日の献立・買物表が続く。「物読類第二」講釈は懈怠すべからざること、大部は一日あるいは二日遊日、観心以下は三日遊日のこと（名目は遊日なし）名目は全部で二冊、七十席を二度成就してから四教儀に入ること（但し三十歳以上の晚学の僧は一度で許す）、四教儀と集解はそれぞれ二夏で全部を成就するべく、百二十席を勤めること、観心は顕性錄第一・四、文応解（二十二紙）、指要鈔全部二冊の計三部を二夏で成就するべく、百席を勤めること（玄義に入るべき時期であっても席数が満たぬ時は入れない）、玄義は古法の通り九巻成就の人が文句に入れること、玄文両部は能化替わりの時、前の能化の講釈の統きから必ず始めること、講席をみだりに立たぬこと、上座が遅れた場合は中座が物読を扶助すること（但し一夏の内三十日以内とし、それ以後は化主に指し上げること）、部入して初めて出席する時は、部頭が講主に紹介すること、四教儀と集解は百席成就、観心は八十席成就の人で希望する場合は部入を許すこと、名目二編百四十席のところ百十席成就の人で希望する場合は部入を許すこと、帰伏の僧が入檀する時は、改宗の功等や料簡によつて集解等

の部入を許すこと、発心の者の在俗時の学功と料簡により部入を許すこと、入檀以前に他檀で文句講主を勤めた人か、あるいは当檀上座の人の座下で学業を勤めた僧は、証文・証人があれば部入を許すこと、を定めている。『書物類第三』 東照大権現の三十石寄進状（天正十九年）とこれを追認する朱印状三通、寺領壳渡状（三十石、天正二十年）、板頭起請文、上座五人万代不易之起請文、勝劣并不受不施帰伏起請文、破談人帰談之時起請文、日行事帳口書（日行事當番の者の心得に関する法度）、御門前之内五人組之事、御山ニ新屋敷以下候事、一札之事、指上申請状之事、為新小路代島二枚求之事、壳渡富一枚之事、中正院日譲状、妙見宮建立願書（養珠院殿志、心性院日遠筆）、（若干の開眼供養文・各種願文・玄能又能請待状文例が記述されている）、講堂僧手形文言、講堂僧定（朝夕勤経をすること、毎月仏供香炉並びに常香盤に香を盛ること、堂内の掃除をすること、集会日には内陣板間を洗うこと、講堂常住物が紛失せぬよう心がけること、講堂・部屋は火の用心のこと、部屋へ人が集まることを禁止すること、昼夜共にみだりに出ぬこと、を定めている）、指上申一札之事、証文之事、覚書數通、以上を收めている。法度類の外、記録文書や檀林外の者との証文・書状である。『定座類第四』 座割について他檀林との関係を定めている。京都にて玄義講釈の人に入談の折は中座最末席とすること（但し

欠座がない時は客座にて二端の首座とすること）、関東にて玄義講釈の人は中座の最初とすること、関東にて二老の者は中座四人目、三老の者は中座八人目、四老の者は中座十二人目、五老は中座最末とすること、関東にて二端の者は三端の最末とし、中座の者は二端の最末とすること、延山西谷・鎌倉談林の新来は京都の例に準ずること、觀心以下の新来は古法の如く一部下りのこと、関東不受不施勝劣門流の檀林より帰伏の僧も右の例に準ずること、二夏懈怠的人は上下を問わず一座下げ、三夏懈怠的人は二座下げ、四夏は三座、五夏は四座下げ、六夏懈怠的人は座を引く（檀林から除名する）こと、南谷は鎌倉檀林の格とすること、と定めている。貞享四（一六八七）年五月一日付の『法式』では、京都・関東を問わず玄文横入はその部の最末とすることと、中村小西の上座は二端最末とすること、京都・西谷の上座は三端最末とし、中座以下は文句の最末とすること、鎌倉よりの新来はその部の最末とすること（今は池上へ移り、南谷檀林と号す）、觀心以下は一部下り、座配はその部の最末とすること、を定めている。享保元（一七一六）年五月三日付の日賀自筆書込は、池上南谷檀林を鎌倉檀林と同格とする旨記している。享保四（一七一九）年五月三十日付の日瑞自筆書込は、京都・西谷よりの横入につき定めている（前述と同内容）。寛延三（一七五〇）年八月二十日付の日前自筆書込は、水戸久昌寺の三昧堂檀林を京都

諸檀林と同格とする旨定めている。

「建立類第五」 檀

林内諸施設の建立についての記録である。 「修復類第六」 同上の修復についての記録である。 「新談義式第

七」 新談義は二年休勤のこと、集解以上の僧が勤めるこ

と、先般新談義を勤めざる人は吟味すべきこと、松ヶ崎・

西谷・中村・小西檀林で既に勤めた人は免許すること、六

月の初か五月末に勤めること、新談義は一人一分宛衆中へ

納めること、本覚坊・法界寺で本番の如く稽古をするこ

と、同寺へそれぞれ金一步ずつ納めること、談義を作す者

は日割をしてこれを貼り出すこと、談義中は毎日行事六人

を宛て講堂の勤番たること、新談義の役者は日行事を免許

すること、などが定められている。新談義は厳しい制限があるがそれ自体は檀林の一大行事で、上中座から日行事に至るまで、新談義の役者以外もいろいろな形でこれに関係することになる。

檀林錄下——「化主退院入院并無住玄講主引座并請待第

八」 化主退院については、退院の僧に対し上中座と文句

一結は再三止住を願うこと、退院の日は多古村へ上中座文

句一結並びに諸部の頭一人ずつが早期より送ること、退院

の翌日に中座一人文句中一人が江戸へ行くこと、能化の留

守中は上座五人がこれを勤めること、能化請待の談合はま

ず上座五人でしたのも、上中座二十人と文句一結ですること、と定めている。化主人院については、大和田へ使僧一

人を遣わすこと、中村で下座三十人、切通しで満山、下馬で中座十五人、橋門で上座四人、講堂の前で玄義能化がそれぞれ迎えること、入院の晩は衆中より馳走のこと（米は

引座より出る）、と定めている。玄義講主引座については

と、いよいよ引座の折は江戸等へ玄義衆一人が貫主上座の

書状を持って行くこと、と定めている。玄義講主請待につい

ては、現座の二老寮へ玄義の部頭三人が寄り早々に講主を

定めてほし旨申し渡すこと、玄義衆より貫主と上座へ希望の名を出すこと、所望の人が江戸等に居住の折は、玄

義衆が連署と貫主並びに上座の書状を持って行き、返事を

待つこと、と定めている。「化主請待次第追加」では、請

待の使僧は上中座の内で有縁の者とすることなど、細かく

追加している。 「小路類第九」 新古両小路吟味の役人は上座三老であること、放埒を禁じ、破損の部屋等があれば部屋主へ修復するよう申し渡すこと、不斷（＝普段）は

板頭並びに役人の部屋は売買を禁じ、余人に与えてはならないこと、部屋主が替わる時は忘れず役人はこれを記す

こと、部屋で三人以上が寝たり酒を飲むことや、炊飯を禁ずること、三人以上が集会をしたり歌舞・高声・雑談することを禁ずること、両小路での炉火を免許すること、部屋毎に必ず炉を切ること、火鉢を禁止すること、毎月一日に中座二人

が新古両小路の炉並びに火鉢を吟味すること、を定めている

る。　一出錢類第十一　春講釈初めの祝儀は一人六十文

(当夏新米は三十文)を談所に納めること、十一月二十四日の大師講には四貫文を化主に獻すること、破損料毎夏一人より五十文出すこと、板頭役は免除、玄義能化は取ること(但し近年は五人は免除なり)、食堂納所合力米一人白米五合宛出すこと、物読部入錢は、文句一夏百文、玄義一夏百文、觀心(顯性錄百文・文心解五十文・指要鈔百文)、集解(上巻百文・中巻五十文・下巻百文)、四教義・集解共に三百五十文、名目(上巻五十文・下巻五十文)であること、玄文は部頭より板頭へ納め、觀心以下は、その部に入る時、觀心以下三部は二百五十文を各講主へ納め、名目は一返は百文、二返は二百文を納め、新米は礼錢五百文簡板錢百文の計六百文を衆中に納めること、帰新米は礼錢を免除し、新米は化主へ銀五匁、納所へ三十文納めること、新談義人は一人三朱宛衆中に納めること、觀心以下の談合場宿代は二百文であること、玄義談合場である本覺坊へは、玄義替わりの時金子一步を遣わすこと、所化の宿へ両夏各上中座は三百文、二端以下は二百文、九月十九日上中座は二百文あるいは百文、二端以下は百文を出すこと、所化初めて宿を取る時は、二百文酒二升を遣わすこと、会式の折法界寺へ供物を遣わすこと(上座は二百文、中座は百文、二端以下は志)、講堂僧扶持は一年に白米二石四斗四升、一カ月に一斗二升宛であること、当郷近郷の僧は総じて、出錢等新米礼錢免許のこと、と定めている。

「食堂式第十一」　食堂納所定、食堂納所起請文、納所手形之事

(満山の衆に対し慮外をしてはいけないこと、夜中に他所へ出ぬこと、等を定めている)、食堂男請状、食堂男法式の外、食堂での作法や仕事、扶持等を細かく定めている。

「回向講式第十二」　真俗をえらばず現當三世名帳に名を入れた人は本尊にその名を載せ、集会の折本尊を掛けて満山で回向すること、永代にこれを行なう料は金子一步であること、当談所化死去の折は金子一步を納めることなどや、回向料貸与のことを定めている。

「算用日式第十三」　種々出費や入金について記録と覚書を載せてある。

「忌中類第十四」　歴代能化遷化の時は三日法事のこと、所化が檀林で死去の時は講堂で能化引導並びに満山出仕すること(満山所化塚へ送ること)、無主の時は玄義能化が引導を勤めること、この折葬送の翌日に二日法事のこと、忌中の終日に講堂において過去帳に記入し、日行事帳に墨を入れ、簡板をはずすこと、を定めている。

「火消役定第十五」　上中座は総下知、上座五老は別下知として采配すること、文句は帶態手鶯口役、玄義は類火防止役、觀心集解四教義は水籠役、名目は梯子溜桶役を分担すること、を定めている。天和二(一六八二)年四月付。「講堂常住物類第十六」　天和二(一六八二)年五月八日付の記録で、これによると本尊は板木尊中尊両尊四天四菩薩文珠普

賢となり、鬼子母神十羅刹女像・祖師像・大師像・立像積尊・開山像がまつられていたことになる。特筆すべきは、運慶作座像积尊一体、蓮祖本尊（弘安三年四月八日与天目）一幅、蓮祖御消息（断簡）一幅、蓮朗像三菩薩御靈骨（宝塔厨子入）を記録していることである。「諸用事類第十七」常憲院殿諷経納経之節触状之覚、文昭院殿諷経納経之節触状之覚、玄能退院并請待式についての細かい定めが記されている。

以上、極めて概略的であるが、膨大な資料を紙数の都合で割愛しつつ紹介してみた。これ以外にも、収集資料には重要なものが多い。

その第一は『御弘通私聞書』で、享徳二（一四五三）年十二月五日から十二月十一日までに記述されたものである。明和九（一七七二）年秋にこの本を修補した板頭宣貞の奥書きには、「私云　此書一冊者朝尊者筆記於日出上人之說法乎　享徳一年出上七十三歳　朝師卅二歳而身延進山後十三年也　或別人書記乎　雖然筆勢全似　朝師之筆後賢詳之　壬辰之秋　板頭宣貞虔誌」とあって、この本を行学院日朝の御真筆と見ている。又、表紙見返しには第四十二世日亮が、「甲陽延山日朝聖人御真筆　墨付四十五紙　奉納下總州飯高妙雲山法輪寺常住　寄進主江府小塚原日慶寺二世円行院日證聖人」と自署している。妙法蓮華經方便品から勧發品までの解釈を記している。

檀林の講義関係のものとしては、『文心解不審』がある。表紙見返しに明和三（一七六六）年七月付の板頭海優の自署がある。末頁の「飯高学校代講幽常住」の字は後代の加筆であろう。文心解についての講義録である。

同じく『文心解不審十七席』がある。これは寛政二（一七九〇）年五月に代講役の善海が向城庵で写したものである。

『集解全部不審記』は、明和三（一七六六）年七月に海優が納めたもので、破損がひどい。集解上・中・下三座に関する講義録である。

『延山裕師改正論義』は、初問・初会・再問・再答を収めている。

同じく『延山裕尊師改政論義第一之座』は、享保丙午（一七二六）年夏に日裕が記したものを、第子の六十世寛等競師が納めたものである。

その他　朱印状十一通（控）、中根小川両給買添田地年貢牒・飯高寺持地帳（明治八年十二月三日夜　山崎五郎兵衛調写）・円是院代飯高法輪寺屋敷帳（四分冊の一、寛永十七年二月十日、円是院納所貞山花押）、大御所様薨御之節納経拝礼法事日記（出役中玄妙控、天保十二年二月）、文恭院様御法事之節納経拝礼御名相勤之節之留記（天保十二年三月）、御書上（社寺上知ノ義ニ付　第五大区小十
一区、下總国香取郡飯高村副戸長代、山崎五郎兵衛、明治

七年六月二十三日 新○県權令中山信安殿)、文能請待状
(寛永二十年九月五日、頂妙寺日任宛)、文能退座式之事
(元禄十五年六月六日、日嚴以下自署連判)、裕師書簡
(断簡)、御曼荼羅十幅、妙見菩薩図一葉、文能自署名簿
(第百四十七代永心院日遷・安永四年春)、第三百五十七代
本地院日靜・明治七年十一月十七日)、玄能自署名簿(第
二百二十四代海善日秀・宝曆十一年秋)、第六百七十三代智
新日溫・明治七年十月十八日)、年中行事法度がある。
日蓮教團の檀林は江戸幕府成立の前後期にほとんど出来
ており、不受不施・受不施・勝劣・一致の対立が大きく影
響している。檀林は教團の動向と同じく、幕府の後押しを
得た一致・受不施派が、その力を背景に勝劣・不受不施派
を圧倒していった。先で見たように飯高檀林に於て不受不
施・勝劣派に対する対抗意識は強く、追放処分を明示して
いる例に見られるように、檀林を考える時にこの問題を抜
きにしては考えられない。一致・受不施派系檀林に共通し
ているのは台学偏重の講義内容である。法華經や祖書を學
ぶまでには多くの時間と授業料が必要である。次に檀林の
修了程度によって住職権が左右され、高度の過程を修了し
なければ良い寺には入ることが出来ない点が指摘される。
このことは一方で学問偏重、他方で新学説發表の厳しい制
限による積極的布教の熱意の低下につながることになると思
う。こうした中で檀林に学問のようなものが出来、それ

が住職寺確保の権益につながることになると、檀林と法縁
は、大きく言えば教團の維持について、思想的現実的な意
味で密接な関係を有することになる。

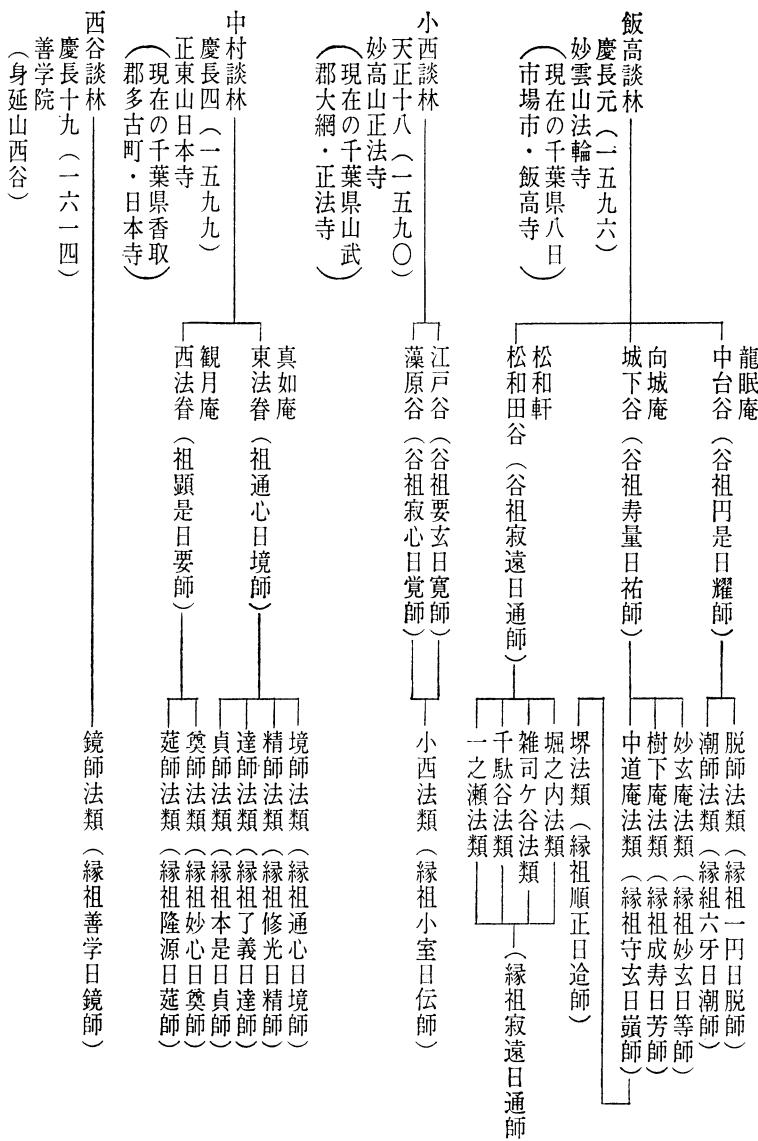
檀林と法縁の関係について概観してみると、次の頁のよ
うになる(六四)・(六六)ページ)。

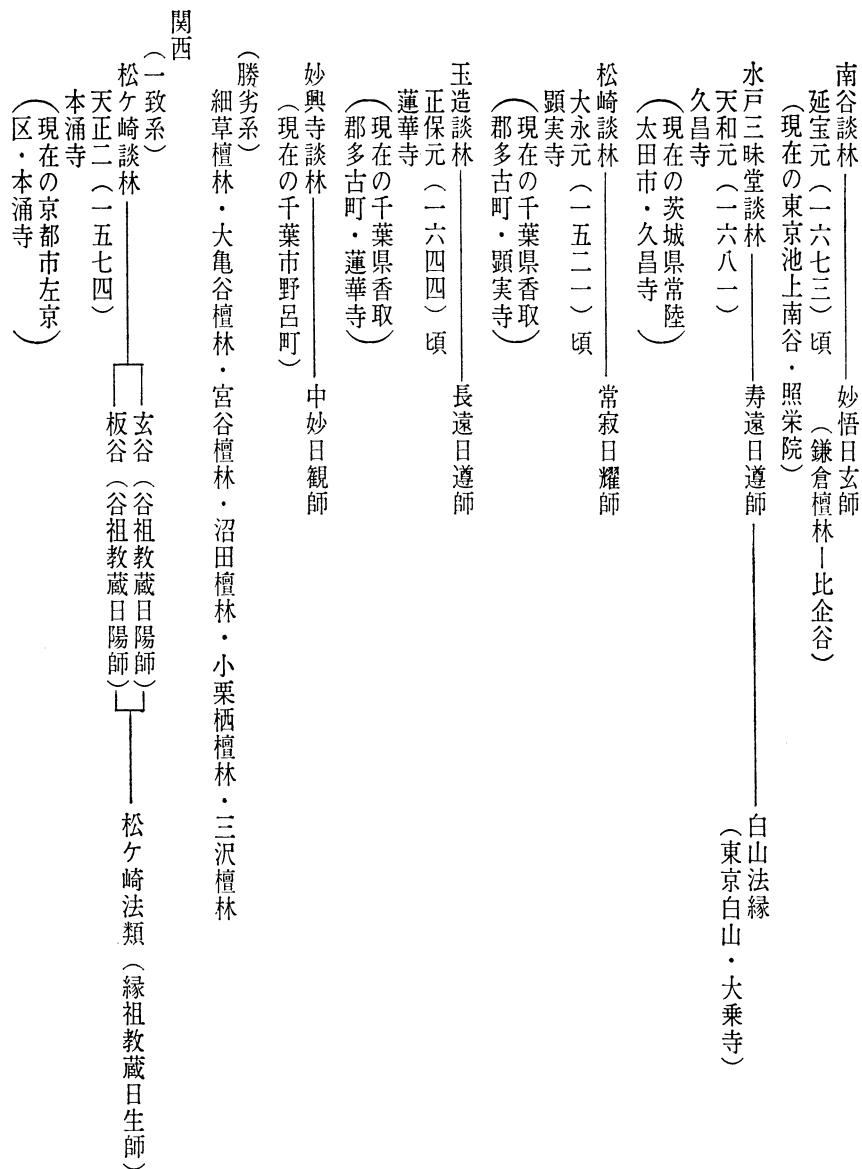
天文法難で壊滅的打撃を受けた日蓮教團の中で、再興の
意欲を見せたのは堺妙国寺での三光勝会であった。台学中
心のその学風の中で一如院日重が学び、求法院檀林を開い
ている。その弟子である心性日遠が飯高檀林の実質的な開
講者である。又、日遠は西谷檀林を開き、孫弟子の妙悟院
日玄が南谷檀林開講、法性院日勇が山科檀林開講、寿遠院
日遵が水戸三昧堂檀林開講、兄弟弟子の寂照院日乾が鷹峰
檀林開講であることを考へると、三光勝会から続く台学偏
重の教學に加えて、一致・受不施派の代表者的立場を持つ
日遠の存在する意味は大きい。中村・小西檀林が其に不受
不施派から受不施派に転換されるに及んで、檀林のほとん
どが反不受不施派となり、その檀林を経なければ住職出来
ぬとしたら、教團は間違いなく受不施派となるし、その教
學が台学偏重となるのも合点のいくことである。檀林の特
徴を解く鍵はここにあるように思われる。

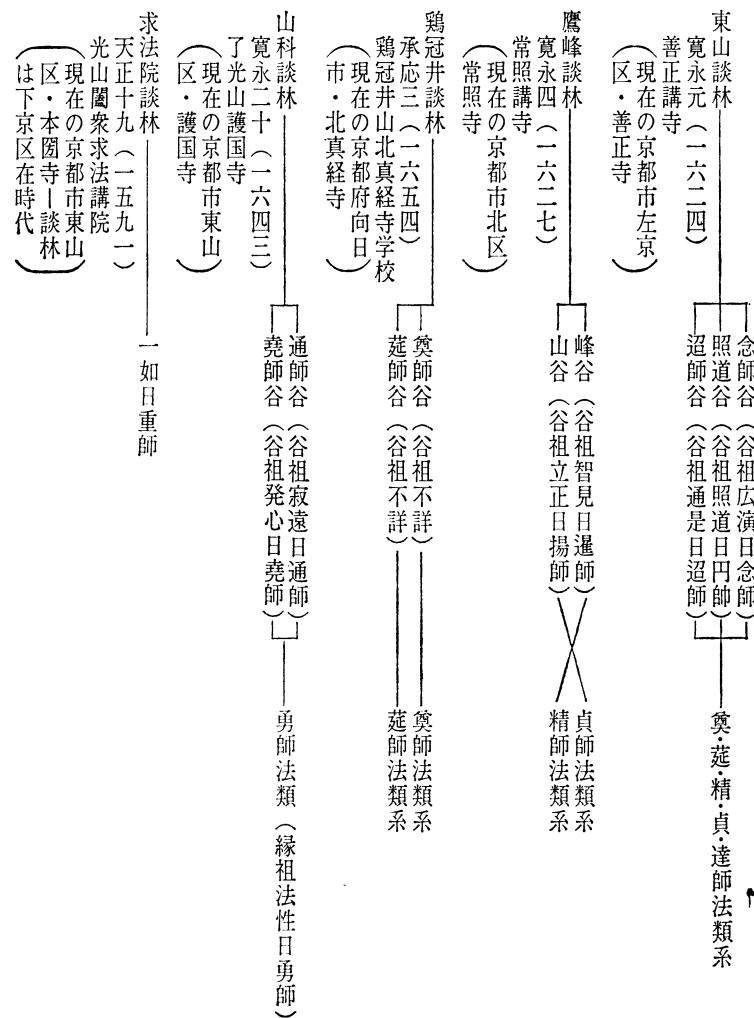
談林と法縁関係

関東

(一致系)







以上の諸談林（檀林）は、大体明治初期に学制改革や火災等の事情で廢檀になつてゐる。

参考文献

小林存道編「潮師法縁略系譜」昭和四十九年

影山堯雄編『諸檀林並親師法縁』大正七年、同刊行会
鈴木一成編『法類』大正十五年、日蓮宗奠統会出版部
音馬寒藏著『中村談林学祖慧雲円上伝』昭和十一年
東大資料編纂所資料『南谷談林・鷹峰談林・水戸談林創
立沿革、松ヶ崎檀林歴代一覧』稻田海素所蔵

鈴木一成編『奠統錄』昭和十一年、全国奠統法縁

西谷法縁鏡師講編『西谷檀林略史』昭和三十三年
影山堯雄編『小西法縁史』昭和三十四年、東京小西法
縁会

富士年表作成委員会編『日蓮正宗富士年表上』昭和三
十九年 富士学林

参考論文

中村孝也編『日什門流宗門史資料要集1～3上 総宮谷檀
林の部1～3』昭和四十四

「日宗著述目録」雙樫学報

高木豊「近世初頭における日蓮教団の動向」史潮八〇
号

冠賢一「日蓮宗出版書における寛文期の意義」（日蓮教
学の諸問題）所収）昭和四十九年

冠賢一「日蓮宗における檀林法度の制定について」

印度学仏教学研究第二十五卷第一号 昭和五十一年

参考資料

飯高檀林跡略図

